

健康保険組合に関するよくあるご質問Q & A（一般の方向け）

扶養

- Q [健康保険の被扶養者とはどのような方ですか。](#)
- Q [健康保険の被扶養者の認定における生活維持の基準とはどういうものですか。](#)
- Q [雇用保険の失業給付を受けていますが、健康保険の被扶養者になれますか。](#)

（参考）[全国健康保険協会 HP「被扶養者とは？」](#)（外部サイトへリンク）

保険給付

健康保険組合によっては高額療養費他各保険給付の法定給付に上乗せした付加給付を設けている場合もございます。詳しくはご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

療養費

- Q [海外で病気になったため病院へかかりました。保険給付は受けられますか。](#)
- Q [海外療養費の支給額はどのように算出されますか。](#)

（参考）[全国健康保険協会 HP「医療費の全額を負担したとき（療養費）」](#)（外部サイトへリンク）

高額療養費

- Q [入院したため医療費が高額となってしまいました。何か保険給付を受けることが出来ますか。](#)
- Q [どのような医療費が高額療養費の支給対象となりますか。](#)

（参考）[全国健康保険協会 HP「高額な医療費を支払ったとき（高額療養費）」](#)（外部サイトへリンク）

傷病手当金

- Q [病気やケガにより仕事を休み、その間の給料の支給がなかった場合に、何か保険給付を受けることが出来ますか。](#)
- Q [傷病手当金の支給を受けていますが、会社を退職することとなりました。今後の支給はどうなりますか。](#)

（参考）[全国健康保険協会 HP「病気やケガで会社を休んだとき（傷病手当金）」](#)（外部サイトへリンク）

出産手当金

- Q [出産のため仕事を休み、その間の給料の支給がありませんでした。何か保険](#)

給付を受けることが出来ますか。

(参考) [全国健康保険協会 HP「出産で会社を休んだとき（出産手当金）」](#) (外部サイトへリンク)

出産育児一時金

- Q 出産をしましたが、何か保険給付を受けることが出来ますか。
- Q 出産育児一時金の直接支払制度とはどのような制度ですか。
- Q 出産育児一時金の直接支払制度を利用しない（できない）場合は、どうすればよいですか。
- Q 被保険者が出産した場合と被扶養者である家族が出産した場合では、支給金額に差はありますか。
- Q 出産費用が50万円以内に収まった場合、その差額はどうなりますか。

(参考) [全国健康保険協会 HP「子供が生まれたとき（出産育児一時金）」](#) (外部サイトへリンク)

埋葬料

- Q 健康保険の被扶養者が亡くなった場合、何か保険給付を受けることが出来ますか。
- Q 被保険者が亡くなった場合、「埋葬料」は健康保険の被扶養者でないと請求出来ませんか。

(参考) [全国健康保険協会 HP「ご本人・ご家族が亡くなったとき（埋葬料（費））」](#) (外部サイトへリンク)

付加給付

- Q 健康保険組合では、独自の給付が受けられるとのことですが、どのような給付が受けられるのでしょうか。

健康保険証

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）を基本とするしくみに移行しました。

詳細につきましては、以下の厚生労働省の特設ページをご覧ください。

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用について [\(厚生労働省 HP ヘリンク\)](#)
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくあるご質問 [\(厚生労働省 HP ヘリンク\)](#)

|| 再雇用

- Q 60歳以上の方が定年退職し同じ職場に継続して再雇用となりました。給料が大幅に下がりましたが、随時改定の対象となりますか。

|| 随時改定

- Q 随時改定の対象となる場合はどのような場合ですか。
- Q 固定的賃金とはどのような賃金ですか。
- Q 一時帰休により通常の給料より低額の休業手当を支給された場合、随時改定に該当しますか。

|| 健康保険料

- Q 被扶養者の人数によって健康保険料は変わりますか。
- Q 産休期間中の健康保険料の支払が免除される期間はどうなりますか。
- Q 3歳未満の子どもを養育するため育児休業を取得していますが、その間の健康保険料の支払はどうなりますか。
- Q 育児休業中の健康保険料の支払が免除される期間はどうなりますか。
- Q 会社に在籍のまま海外に居住することとなりましたが、その間の健康保険料の支払はどうなりますか。
- Q 海外に居住しますが住民票上日本国内に住所を有する場合、介護保険料の支払は免除となりますか。
- Q 健康保険料の支払が納付期限より遅れた場合どうなりますか。

(参考) [全国健康保険協会 HP「標準報酬月額の決め方」](#) (外部サイトへリンク)

|| 任意継続被保険者

- Q 職場を退職しましたが今までの健康保険を継続することは出来ますか。
- Q 任意継続被保険者の保険料の支払はいつまでに行えばよいですか。
- Q 任意継続被保険者ですが、他の健康保険の被扶養者になろうかと思っています。任意継続被保険者を途中でやめることは出来ますか。
- Q 任意継続被保険者の保険料を前納しましたが、その途中で再就職することとなりました。納めた保険料はどうなりますか。
- Q 未経過月とはいつのことですか。

(参考) [健康保険協会 HP「被保険者の資格」](#) (外部サイトへリンク)

扶養

Q 健康保険の被扶養者とはどのような方ですか。

A 健康保険では被保険者の家族のうち、次に掲げる方については、被扶養者として保険給付を行うことになっています。

1. 被保険者の直系尊属、配偶者（戸籍上婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含まれます）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者によって生計を維持されている方
2. 次に掲げる方で、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者によって生計を維持されている方
 - (1) 被保険者の3親等内の親族で上記1に該当する以外の方
 - (2) 被保険者の配偶者で戸籍上婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方の父母及び子
 - (3) 上記(2)に掲げた配偶者が死亡した後におけるその父母及び子
すなわち、上記1に該当する方の場合は、被保険者に生計を維持されているという事実だけが条件になっていますが、上記2に該当する方については、生計維持のほか、被保険者と同一の世帯に属していることが条件になります。

Q 健康保険の被扶養者の認定における生計維持の基準とはどういうものですか。

A 主として被保険者に生計を維持されている状態とは、以下の基準により判断します。

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者となります。

2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、被扶養者となります。

ただし、以上の基準により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れており、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的な事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うこととなります。

Q 雇用保険の失業給付を受けていますが、健康保険の被扶養者になれますか。

A 各保険者が、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認の際に、被扶養者の年間収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入、将来の収入の見込みなどから、今後一年間の収入を見込むものとしており、この年間収入については、給与収入のほか、雇用保険の失業給付や公的年金等も含まれます。

雇用保険の失業給付を受給している場合については、失業給付を含む収入によって保険者が判断することになります。

(参考) [全国健康保険協会 HP「被扶養者とは?」](#) (外部サイトへリンク)

保険給付

療養費

Q 海外で病気になったため病院へかかりました。保険給付は受けられますか。

A 海外で診療をうけた場合は、ご加入の健康保険組合等に海外療養費を請求することができます。必要書類は、1. 「海外療養費支給申請書」2. 診療内容が確認できる医師の証明書 3. 内訳がわかる領収書等となります。医師の証明書および内訳がわかる領収書には日本語訳を添付してください。また、民間の保険会社から保険金が支給される場合でも、請求することができます。

Q 海外療養費の支給額はどのように算出されますか。

A 日本国内で保険診療を行うことができる費用を算定し、支給決定日のレートで換算します。

(参考) [全国健康保険協会 HP「医療費の全額を負担したとき（療養費）」](#) (外部サイトへリンク)

高額療養費

Q 入院したため医療費が高額となってしまいました。何か保険給付を受けることが出来ますか。

A 保険医療機関に一ヶ月（1日～月末）にお支払いされた自己負担額が一定額を超えた場合に、ご加入の健康保険組合等に所定の手続を行うことによって、「高額療養費」としてその超えた額が支給されます。

Q どのような医療費が高額療養費の支給対象となりますか。

A 保険適用される診療に対し、支払った自己負担額が対象となります。そのため「差額ベッド代」等、保険適用されない診療に対する医療費は高額療養費の支給対象とはされていません。

(参考) [全国健康保険協会 HP「高額な医療費を支払ったとき（高額療養費）」（外部サイトへリンク）](#)

傷病手当金

- Q 病気やケガにより仕事を休み、その間の給料の支給がなかった場合に、何か保険給付を受けることが出来ますか。
- A 業務外の病気やケガにより労務不能となり、療養のため連続して3日間休み（有給、欠勤は問いません）、4日目以降給料の支給が無いか、支給があっても傷病手当金の支給額より少ない場合に、ご加入の健康保険組合等に所定の手続を行うことにより、保険者が認めた期間（通算1年6ヶ月）について、標準報酬日額の3分の2（給料の支給がある場合はその差額）の「傷病手当金」を受けることが出来ます。
- Q 傷病手当金の支給を受けていますが、会社を退職することとなりました。今後の支給はどうなりますか。
- A 被保険者期間が1年以上継続してある方が会社を退職する場合、傷病手当金の支給を現に受けているか受ける条件を満たしている場合は、労務不能の間、その期間が満了するまで支給されます。ただし、途中で労務可能の状態等になった場合は、その後の支給も終了となります。

(参考) [全国健康保険協会 HP「病気やケガで会社を休んだとき（傷病手当金）」（外部サイトへリンク）](#)

出産手当金

- Q 出産のため仕事を休み、その間の給料の支給がありませんでした。何か保険給付を受けることが出来ますか。
- A 出産のため仕事を休み、その間の給料の支払が無かった場合、ご加入の健康保険組合等に所定の手続を行うことによって、出産の日（出産の日が予定日後のときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間、標準報酬日額の3分の2の「出産手当金」を受けることが出来ます。

(参考) [全国健康保険協会 HP「出産で会社を休んだとき（出産手当金）」（外部サイトへリンク）](#)

出産育児一時金

- Q 出産をしましたが、何か保険給付を受けることが出来ますか。
- A 出産に要する費用の経済的負担の軽減を図るために、一児につき50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産の場合は48.8万円）の出産育児一時金が支給されます。

※ 産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとそのご家族の経済的負担を速やかに補償する制度で、分娩を取り扱う医療機関が加入する制度です。

Q 出産育児一時金の直接支払制度とはどのような制度ですか。

A 出産育児一時金の請求と受け取りを、被保険者等に代わって医療機関が行う制度です。出産育児一時金が医療機関へ直接支給されるため、退院時の窓口での負担は、出産育児一時金を超過した額となります。

なお、直接支払制度を利用できるかどうかは出産予定の医療機関にご確認ください。

Q 出産育児一時金の直接支払制度を利用しない（できない）場合は、どうすればよいですか。

A 被保険者等が医療機関へ出産費用をお支払いのうえ、加入している健康保険組合等に出産育児一時金に係る所定の手続きを行うことになります。申請書類等の詳細は加入している健康保険組合等にご確認ください。

Q 被保険者が出産した場合と被扶養者である家族が出産した場合では、支給金額に差はありますか。

A 被保険者と被扶養者の区別なく同一の支給額となります。

Q 出産費用が 50 万円以内に収まった場合、その差額はどうなりますか。

A 出産費用が出産育児一時金の額より少ない場合は、その差額について被保険者等に支給されます。

（参考）[全国健康保険協会 HP「子供が生まれたとき（出産育児一時金）」](#)（外部サイトへリンク）

埋葬料

Q 健康保険の被扶養者が亡くなった場合、何か保険給付を受けることが出来ますか。

A ご加入の健康保険組合等に所定の手続を行うことによって、「家族埋葬料」を受けることができ、支給金額は 5 万円です。なお、被保険者が亡くなられた場合は「埋葬料」を家族が受けることができ支給金額も同額です。

Q 被保険者が亡くなった場合、「埋葬料」は健康保険の被扶養者でないと請求出来ませんか。

A 生計が同じ方であれば健康保険の被扶養者でなくとも請求は出来ます。なお、健康保険の被扶養者が亡くなられた場合は、被保険者が請求者となります。

(参考) [全国健康保険協会 HP「ご本人・ご家族が亡くなったとき（埋葬料（費））」（外部サイトへリンク）](#)

付加給付

- Q 健康保険組合では、独自の給付が受けられるとのことですですが、どのような給付が受けられるのでしょうか。
- A 健康保険組合においては、法定給付に加えて健康保険組合独自の付加給付が受けられる場合があります。付加給付には、一部負担還元金、訪問看護療養費付加金、傷病手当金付加金、出産手当金付加金、埋葬料付加金、出産育児一時金付加金などがあり、被保険者や被扶養者に対して支給されます。対象となる給付や金額等については、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

再雇用

- Q 60歳以上の方が定年退職し同じ職場に継続して再雇用となりました。給料が大幅に下がりましたが、随時改定の対象となりますか。
- A 60歳以上の被保険者が退職後継続して再雇用される場合、就業規則の他客観的に継続再雇用であることを明らかにできる書類（雇用契約、辞令等）の添付があれば随時改定の取扱いとせず、再雇用として資格喪失届と資格取得届を提出することができます。

随時改定

- Q 随時改定の対象となる場合はどのような場合ですか。
- A 下記の条件にすべてあてはまる場合、随時改定の対象となります。
- 昇給や降給、給与体系の変更により固定的賃金に変動があったとき。
 - 固定的賃金の変動があった月を含めて、その後3ヶ月の報酬の平均額と現在の報酬月額を比べて標準報酬月額表で2等級以上の差があり、かつ、それぞれの支払基礎日数が17日以上あるとき。
- Q 固定的賃金とはどのような賃金ですか。
- A 固定的賃金とは基本給、役付手当、通勤手当等月単位で一定額が継続して支給されるものであり、残業手当など稼働実績により支給されるものは含みません。
- Q 一時帰休により通常の給料より低額の休業手当を支給された場合、随時改定に該当しますか。
- A 一時帰休により報酬が下がった場合は固定的賃金の変動とみなされ、随時改定の対象となります。また、一時帰休の状態が解消し報酬が従前に戻った場合も随時改定の対象となります。

健康保険料

Q 被扶養者の人数によって健康保険料は変わりますか。

A 健康保険料は月の収入により計算しますので、被扶養者の人数によって健康保険料は変わりません。

Q 産休期間中の健康保険料の支払が免除される期間はどうなりますか。

A 次の期間について、標準報酬月額に係る保険料が免除されます。

- ・ 産休開始日の属する月から、産休終了日の翌日が属する月の前月まで。
なお、育児休業期間と産休期間が重複する場合は、産休期間中の保険料免除が優先されます。

Q 3歳未満の子どもを養育するため育児休業を取得していますが、その間の健康保険料の支払はどうなりますか。

A 事業主よりご加入の健康保険組合等に所定の手続を行うことによって健康保険料（介護保険料を含む）の支払いが被保険者負担分、事業主負担分ともに免除されます。

Q 育児休業中の健康保険料の支払が免除される期間はどうなりますか。

A 次の期間について、標準報酬月額に係る保険料が免除されます。

- ・ 育児休業開始日の属する月から、育児休業終了日の翌日が属する月の前月まで。
- ・ 育児休業開始日の属する月に、14日以上の育児休業を取得した場合の当該月。

また、賞与保険料に係る保険料免除については、1ヶ月超の育児休業取得者で、その期間内に賞与月の月末がある場合、その月が対象となります。

Q 会社に在籍のまま海外に居住することとなりましたが、その間の健康保険料の支払はどうなりますか。

A 健康保険料は一般保険料と介護保険料に大きく分けられますが、そのうち介護保険料については、「当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日からその資格を喪失する」となっています。そのため、介護保険適用除外（該当・非該当）届に海外に移住したことが確認できる住民票除票等を添付し、健康保険組合に手続を行うことによって支払が免除となります。ただし、一般保険料の支払は免除となりません。

Q 海外に居住しますが住民票上日本国内に住所を有する場合、介護保険料の

支払は免除となりますか。

- A 海外に移住したことが確認できる住民票除票等の添付が不可能の場合、客観的に海外居住事実を確認できる資料の添付があれば、手続を行うことが出来、保険料が免除されます。

Q 健康保険料の支払が納付期限より遅れた場合どうなりますか。

- A 健康保険組合の指定する督促指定期限までに保険料の納付がなかった場合は、国税滞納処分の例によって処分されることとなります。また、納付が遅れたことにより延滞金も加算されます。

$$\text{延滞金} = (\text{一般保険料} + \text{介護保険料}) \times \text{年 } 14.6\% \text{ (注 1)} \div 365 \times \text{日数 (注 2)}$$

(注1) 平成 27 年 1 月より延滞金の利率について、当分の間本則と特例のいずれか低い割合に見直しが行われた。

(参考) [「健康保険料等に係る延滞金の割合の特例について」](#)

(注 2) 健康保険料の納付期限の翌日から納付した日の前日までの日数。

(参考) [全国健康保険協会 HP 「標準報酬月額の決め方」 \(外部サイトへリンク\)](#)

II 任意継続被保険者

Q 職場を退職しましたが今までの健康保険を継続することは出来ますか。

- A 被保険者期間が 2 ヶ月以上ある場合、退職してから 20 日以内に加入していた健康保険組合等に所定の手続を行うことによって任意継続被保険者となり、健康保険を 2 年間継続することが出来ます。なお、在職中の保険料は事業主負担がありましたが、任意継続被保険者は全額自己負担（上限あり）となります。

Q 任意継続被保険者の保険料の支払はいつまでに行えばよいですか。

- A 初回については健康保険組合等が指定した期日までとなり、2 回目以降は毎月払いの場合その月の 10 日までとなります。また、まとめて前納することもでき、その場合は保険料が割引となります。

Q 任意継続被保険者ですが、他の健康保険の被扶養者になろうかと思っています。任意継続被保険者を途中でやめることは出来ますか。

- A ご本人の意思により任意継続被保険者でなくなることを希望する旨、健康保険組合等へお申し出ください。

Q 任意継続被保険者の保険料を前納しましたが、その途中で再就職すること

となりました。納めた保険料はどうなりますか。

- A 任意継続被保険者資格は喪失し、再就職後の任意継続に係る保険料については還付を受けることが出来ます。

Q 未経過月とはいつのことですか。

- A 各月の初日でその月の到達となりますので、ご加入の健康保険組合等に申出を行った月の翌月以降となります。

(参考) [健康保険協会 HP「被保険者の資格」](#)（外部サイトへリンク）